

神戸市障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱

令和6年4月25日 福祉局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備の設置等に係る経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害児通所支援事業所は、児童福祉法第21条の5の15に規定する事業所をいう。
- (2) 障害児入所施設は、児童福祉法第7条に規定する施設をいう。

(対象者)

第3条 補助事業の対象（以下「補助事業者」という。）は、神戸市の指定を受けて障害児通所支援事業所、障害児入所施設を運営するものとする。

(対象経費)

第4条 補助事業の対象となる経費は、神戸市の指定を受けた障害児通所支援事業所、障害児入所施設において、補助事業者が令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施する性被害防止対策に係る設備の設置等に係る事業経費のうち、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に係る経費とする。ただし、次の各号に係る経費を除く。

- (1) 他の補助事業の対象となる経費
- (2) 施設整備を目的とする経費（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）
- (3) 既存施設や設備の破損や老朽化に伴う改修・修繕（取り外しを含む。）の経費
- (4) 設備等のリースにかかる経費

(補助金の額等)

第5条 補助対象者に交付する補助金の額は、予算の範囲内で、1事業所・施設につき対象経費の4分の3以内とし、75,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長の定める期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申

請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第 2 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助事業の変更等）

第 8 条 補助事業者等は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 4 号）を、同第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 6 号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 7 号）により、補助事業者等に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第 9 条 補助事業者等は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに市長までに提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第 8 号）
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第 10 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、補助事業者等に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第 9 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第 11 条 補助事業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 10 号）を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者等に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第 12 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 25 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。